

◎新潟県教育委員会告示第7号

教育職員免許状の再度の授与等の手続きに関する取扱要領を次のように定め、公布の日から施行する。

令和4年9月6日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

教育職員免許状の再度の授与等の手続きに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第3条第9項及び第4条第3項の規定に基づき、教育職員免許状のうち普通免許状（以下「免許状」という。）の再度の授与及び再度の検定授与の手続きにおける提出書類について、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる者)

第2条 この要領は、新潟県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与又は検定授与した免許状が有効期間満了により失効し、再度の授与又は再度の検定授与を受けようとする者に適用する。

(免許状の再度の授与等の申請)

第3条 前条に規定する者は、免許状の再度の授与又は再度の検定授与を申請する場合、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 再度の授与を申請する場合 規則第3条に掲げる書類
- (2) 再度の検定授与を申請する場合 規則第4条に掲げる書類

第4条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定に基づき県教育委員会から授与された免許状（検定授与された免許状を除く。）が有効期間満了により失効し、再度の授与を申請する者にあつては、失効した免許状又はその写しをもって、次の各号に掲げる書類に代えることができる。

- (1) 基礎資格に関する証明書
- (2) 大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得証明書
- (3) 実務に関する証明書（規則別記第4号様式）
- (4) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号。以下「特例法施行規則」という。）第4条に規定する証明書
- (5) 特例法施行規則第3条第1項に規定する各号の一に該当することを証明する書類
- (6) 特例法施行規則第3条第2項の規定に該当することを証明する書類

第5条 教員資格認定試験に合格して県教育委員会から授与された免許状が有効期間満了により失効し、再度の授与を申請する者にあつては、失効した免許状又はその写しをもって、規則第3条第7項第2号に掲げる書類に代えることができる。

第6条 県教育委員会から検定授与された免許状が有効期間満了により失効し、再度の検定授与を申請する者にあつては、失効した免許状又はその写しをもって、規則第4条第1項第6号に掲げる書類に代えることができる。

第7条 前3条において、免許状を返納又は紛失した者にあつては、本人であることを確認できる書類をもって、失効した免許状又はその写しに代えることができる。